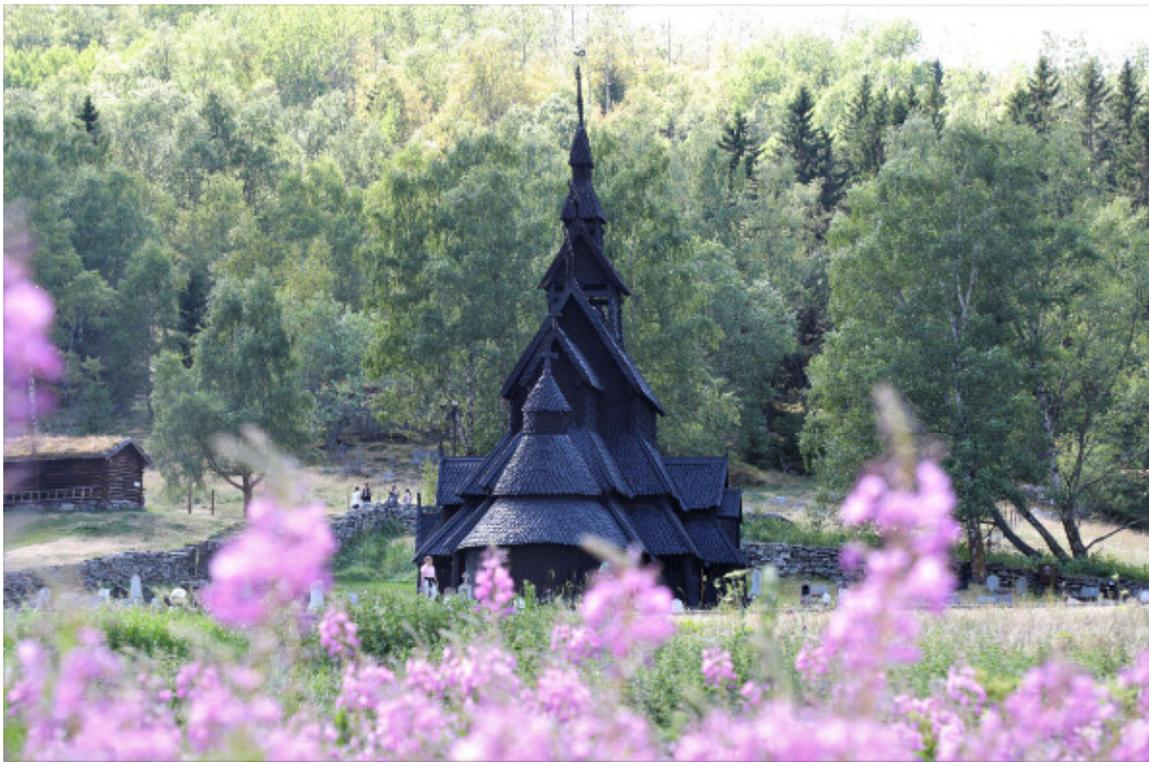


2023. 1

# Law Office YODOYABASHI

No.39



ノルウェーの木造教会

〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目2番22号 北浜中央ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936

URL <http://yodo-law.com>

弁護士 藤井 勲  
弁護士 西野 航  
弁護士 山本 彼一郎  
弁護士 今井 佐和子  
弁護士 中嶋 俊太郎  
弁護士 深江 元哉  
弁護士 松岡 真嗣

弁護士 阿部 清司  
弁護士 黒田 拓志  
弁護士 奥田 直之  
弁護士 高野 史恵  
弁護士 松本 京子  
弁護士 中濱 裕貴  
弁護士 斎藤 慎

弁護士 安田 正俊  
弁護士 西垣 昭利  
弁護士 井上 敏志  
弁護士 鹿野 耕平  
弁護士 平井 智也  
弁護士 堀内 みづ希  
弁護士 道川 由隆

現在、重要法案の成立や法改正があいつぎ、また、施行が迫っています。近時、成立・改正されたり、施行された新法や改正内容は、次のとおりです。

## 1 刑法改正（公布日から3年以内の令和7年6月17日以内に施行）

### ① 拘禁刑の新設

旧法（改正前の法律の内容です）で刑事施設に拘置される刑の種類は、懲役刑と禁錮刑の2つですが、今次改正により、この刑が廃止され、拘禁刑として一元化されます（法9条、12条1項）。拘禁刑受刑者に対しては、改善更生を目的として、必要な作業を行わせることや、必要な指導を行うことができることとなります（12条3項）。明治41年の現行刑法施行後、初めての刑の種類の変更です。

以下、今次改正に従って、懲役・禁錮を「拘禁刑」と表記します。

### ② 拘禁刑に関する執行猶予制度が変わりました。

（拘禁刑に関する刑の全部の）執行猶予とは、拘禁刑が言い渡されても、刑事施設に拘置されず、猶予が取り消されずに猶予期間が満了した場合は刑の言い渡しの効力が失われる制度です。なお、刑の一部の執行猶予制度もありますが（法27条の2）、ここでは刑の一部の執行猶予の説明は省き、刑の全部の執行猶予に関する今次改正の説明をいたします。

刑事裁判官は、㊤前に拘禁刑の実刑に処せられたことがある者には基本的に執行猶予を言い渡すことができません。㊤これに対し、これまで拘禁刑以上の罪に問われたことがない者や、拘禁刑の執行猶予が言い渡されたが無事に猶予期間を満了した者が犯罪を行った場合、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金を言い渡すときは、情状により、執行猶予を言い渡すことができます。この㊤㊤について、ルールの変更はありません。

そして、㊤保護観察付の執行猶予期間中の者が再度犯罪を行った場合、前の刑の執行猶予も必ず取消されて、2つの刑の服役となります。㊤保護観察のつかない執行猶予が言い渡された者が再度犯罪を行った場合も、2つの刑の服役となるのが原則ですが、ごく例外的に再度の執行猶予を言い渡すことができます。今次改正で、この㊤と㊤に関するルールが変更されました。

ア 上記㊤に関し、保護観察付の執行猶予期間中の者が再度犯罪を行った場合も、前の刑の執行猶予を取り消さず、再度の執行猶予を付することが可能となる改正が行われました（法25条第2項但書）。

イ 上記㊤に関し、執行猶予期間中に再度犯罪を行った場合に刑の全部の執行猶予を言い渡すためには、旧法では、再度の犯罪に対して言い渡される刑期の上限は1年で、情状に特に酌量すべきものがある場合に限られていましたが、今次改正により、この刑期の上限が2年になりました（法25条2項本文）。

ウ イの再度の刑の全部の執行猶予が言い渡される場合、今次改正により、必ず保護観察に付されることとなりました（法25条の2第1項後段）。

エ 旧法では、執行猶予中に再度犯罪を行い裁判となった場合、判決言渡時に、前刑の執行猶予期間が満了していれば、前刑の執行猶予を取り消すことはできませんでしたが、改正法では、公判係属中に前刑の執行猶予が満了するケースでも、再度の犯罪の判決において、前刑の執行猶予を取り消すことが可能になりました（法27条2項）。

上記①②の改正により、処遇の選択肢が広がりましたから、裁判所にはより適切な判決を行うことが期待されることになります。

## 2 民法改正（令和3年9月1日施行）

債務を弁済した者は、債権者等の弁済受領者に対し、弁済を受けた旨の書類（受取証書）の交付を請求することができますが、今次改正で、電子メールなど電磁的記録での受取証書の交付を請求することが可能となりました（法486条）。

## 3 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和4年1月19日施行）

建設業務中、石綿を吸引し、中皮種等の疾病に罹患した労働者が国等を被告に提起した訴訟に関する最高裁判決が出たことを踏まえて立法化されたものです。この制度は、司法手続を経なくとも、厚生労働大臣は、被害者・遺族に対し、認定審査会の審査の結果に基づいて、病態区分に応じ、一定額の支給金を支払うことを内容とするものです。労災補償とは別であることから、本法が定める支給金の本質は慰謝料といえます。

#### 4 インボイス発行事業者となるための登録申請期限（令和5年3月31日）

インボイスとは、売主が買主に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイス制度とは、売主であるインボイス発行事業者は、買主である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。買主は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売主）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

インボイス制度は、令和5年10月から始まりますが、制度開始時に、インボイス発行事業者となるためには、原則として令和5年3月31日までにe-Tax等を利用して登録申請を行う必要があります。

※ 当事務所報37号では、近時改正された民法等（令和3年4月28日公布分）の紹介、38号ではインターネットにおける誹謗中傷対策に関する法改正も紹介しておりますので、そちらも参考にして下さい。

（弁護士 奥田 直之）



コラム

## 淀屋橋の歴史学

ummo



第5回

### 「伏見城と伏見桃山城は別の城？」

ものごとにおいては、常識・定説であってもこれを疑い、自分で調べる、考えるということが重要ではないかと思えます。

自然科学では地動説のようにコペルニクス的転回と言われることは数多くありますが、歴史上の出来事でも、その後の研究によって教科書の内容が全く異なるものになっていたり、有力な新説が提起されているものがいくつかあります。

「淀屋橋の歴史学」では、これらについて紹介させていただきます。

歴史の授業で安土桃山時代という言葉を知った方は多いのではないのでしょうか。織田信長と豊臣秀吉の統治期を示す言葉で、安土は織田信長の築城した安土城、桃山は豊臣秀吉の本拠の一つである桃山（京都市伏見区桃山）にちなんでいます。

しかし、豊臣秀吉が桃山に築城した城の名は桃山城でも伏見桃山城でもなく伏見城です。また、豊臣秀吉の時代には桃山という地名もありませんでした。桃山という地名は、1623年に廃城された後の伏見城跡に桃の木が植えられ、伏見城のあった山（木幡山）一帯が桃山と呼ばれたことにちなんでおり、徳川期以降の地名です。

京都駅ビルの屋上から南側を眺めると、東山丘陵の南端に城が見えます。山の上に立地することもあって立派な城郭に見えますが、これは、かつて近鉄グループが運営していた遊園地「伏見桃山城キャッスルランド」が建設した模擬天守です。模擬天守の他にも模擬小天守や模擬大手門もあります。「伏見桃山城キャッスルランド」廃園後は、地元の要望で解体されずに京都市に寄贈され、周囲は伏見桃山城運動公園として整備されています。

「伏見桃山城キャッスルランド」は、広大な伏見城跡の一角に位置していますが、伏見城の天守があったのは別の場所です。

伏見城は、当初は東山丘陵の麓に築城されました（この時期の伏見城は指月伏見城と呼ばれています。）。指月伏見城が慶長伏見地震（1596年）で倒壊後は、近くにあった木幡山の上に移転して伏見城が築城されました（移転後の伏見城は木幡山伏見城と呼ばれています。）。指月伏見城が倒壊してから木幡山伏見城が完成するまで極めて短期間であったことから、指月伏見城が倒壊する前から木幡山伏見城の築城が計画されていたのではないかとされています。

指月伏見城があったのは観月橋の北側のエリアです（裁判所は城の近くにあることが多いと言われますが、このエリアには伏見簡易裁判所があります。）。そして、木幡山伏見城の本丸は現在の桃山御陵（明治天皇陵）付近であり、周辺の丘陵一帯が木幡山伏見城のエリアです。

指月伏見城は、1592年に築城されてから慶長伏見地震（1596年）で倒壊するまでの約4年間しか存在しませんでした。また、木幡山伏見城（豊臣期）も、1596年に築城されてから伏見城の戦い（1600年）で焼失するまでの約4年間しか存在しませんでした（豊臣秀吉は1598年に木幡山伏見城にて没しました。）。さらに、木幡山伏見城（徳川期）も、1601年に再築されてから1623年に廃城されるまでの約22年間しか存在しませんでした（1615年の一国一城令に基づき1619年に廃城決定。廃城時の建物や部材は二条城などに移築されました。）。

このように、伏見城は、指月伏見城と木幡山伏見城を通算しても30年弱しか存在しませんでした。これに対して「伏見桃山城キャッスルランド」は、1964年に開園してから2003年に閉園するまで約40年間営業し、模擬天守等は現在も残っています。

一般には豊臣期を示す「桃山」時代との言葉ですが、「桃山」は徳川幕府誕生の地とも言える場所であり（徳川家康、徳川秀忠及び徳川家光が将軍宣下を受けたのはいずれも伏見城であり、徳川家康が征夷大将軍としての政務を主として行ったのも伏見城です。）、その名の由来も徳川期にあります。また、存在期間も「豊臣秀吉の伏見城」よりも「伏見桃山城キャッスルランド」の方が長いのです。

（弁護士 西野 航）



## 明けましておめでとうございます

昨年末はサッカーワールドカップで、日本が過去の優勝国であるドイツ、スペインに逆転勝ちし、決勝トーナメントに進出するという快挙をなしとげました。残念ながらベスト8進出にはなりませんでしたが、最後まで諦めない選手たちのプレーには、多くのファンが心を打たれたのではないかと思います。

まさに、「意志あるところに道は開ける」ですね。

当事務所は、昨年末をもって太田真美弁護士が引退され、新たに道川由隆弁護士を迎えました。

今後とも、事務所の体制を充実させ、「意志あるところに道は開ける」の精神で様々な問題に粘り強く取り組み、クライアントの皆様のご期待に応えたいと考えております。

今年も所員一同、よろしくお願い申し上げます。

令和 5 年 1 月

弁護士法人淀屋橋法律事務所 弁護士 阿部 清司

### ○ 引退のご挨拶 ○



新年  
おめでとうございます。

皆さまには、穏やかに  
新春をお迎えのことと  
お慶び申し上げます。

さて私こと、弁護士としての39年のうち当初の3年、及び平成23年からの12年の計15年間を淀屋橋法律事務所でお世話になりましたが、体力的に限界となりましたので、令和4年12月末を以て引退させて頂くことになりました。

これまでありがとうございました。

皆さまのご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

太田真美

### ○ 新人弁護士紹介 ○



この度、弁護士法人淀屋橋法律事務所に入所することとなりました、弁護士の道川由隆（みちかわ よしたか）と申します。

私は、法的問題に直面し、悩みや不安を抱えている方の力になりたいという思いから弁護士を志しました。

多くの方にとって弁護士に相談されるような法律問題は、当人の生活を憂鬱にしてしまうほどタフなものです。

依頼者の方の悩みや不安に真摯に向き合い、最善の解決を導くことで、晴れやかな気持ちを取り戻すお手伝いが出来ればと思っています。

至らぬ点多々あるかと思いますが、ご指導・ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

弁護士 道川 由隆

### 表紙の写真 「ノルウェーの木造教会」

ヨーロッパでは、ほとんどの国で教会建物が石造りに変わってしまいましたが、ノルウェーには12世紀ころ建てられた木造教会が残っています。

木造教会は、その外観も美しいですが、教会内に一歩足を踏み入れますと、その暖かさに身も心も満たされて、深い安心を感じます。 (撮影者 芝 康司)